

医 薬 血 発 0 9 1 5 第 1 号
令 和 8 年 9 月 1 5 日

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬局血液対策課長
(公 印 省 略)

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の感染状況を踏まえた献血制限に係る関係
通知の廃止の実施について

平素より血液事業の推進に格別の御理解と御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、「変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の感染状況を踏まえた献血制限に係る関係通知の廃止について」（令和8年1月15日付け医薬発 0115 第3号厚生労働省医薬局長通知）が発出され、特定の海外地域における滞在歴及びプラセンタ注射剤の使用歴に関する献血制限について、関係通知を廃止することとなり、その実施に当たっては、事前に実施日等について厚生労働省医薬局長に報告することとされました。

この度、貴殿から、令和8年9月9日付け血採第 69 号により、当該措置について、令和8年 10 月 1 日献血受付分より実施するとの報告を受けたところ、日本赤十字社においては、当該措置について遺漏なく実施いただくようお願いします。

なお、当該措置について、貴管下各血液センターへの周知を徹底するとともに、採血に御協力いただいている方々に対し、当該措置の趣旨について十分な理解が得られるよう御配慮をお願いします。